

ファクシミリで電送された処方内容に基づいて調剤準備を行うことについては、薬剤師法及び薬事法の諸規定に抵触するものではないと整理。

## 平成元年11月15日薬企第48号・保険発第107号「処方せん受入体制の整備のためのファクシミリの利用について」を踏まえた現行の取扱いについて

- 調剤は、処方箋の原本を受け取って内容を確認することにより完結するものであり、ファクシミリで電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等は、患者等が持参する処方箋の受領、確認により、遡って調剤と見なされる。
- 患者等が薬局を来訪することが困難な場合、ファクシミリで電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等は、薬剤師が患家を訪問し、処方せんを受領して内容を確認することにより、遡って当該処方せんによる薬局での調剤とみなされる。
- 医療機関から患者がファクシミリを送信する場合は、次のような条件を完備し、患者等がファクシミリを利用して処方内容を電送する薬局を自由に選択できる体制が、客観的に認められていなければならない。
  - (1) 病院のロビー、待合室等、外来患者又はその看護に当たる者が自由に自分の意志で利用しうる場所にファクシミリが設置されていること(病院の診察室、薬局、事務室等、外来患者が通常自由に入出入りできない場所は適当でない。)
  - (2) 患者又はその看護に当たる者が住所地近くの薬局を自分の意志で容易に選択することができるよう、ファクシミリの設置してある場所の近くに、その地域の処方せん応需薬局の一覧表、ファクシミリ番号、地図等が見やすく掲示されていること。ただし、掲示されていない薬局であっても、電送可能であることを明示する必要がある(特定の薬局のみを掲示したり、多くの応需薬局が考えられるのに極めて限定的に薬局を掲示することは適当でない)。